

特別徴収切替届出(依頼)書

市町村使用欄

平成 ____年____月____日 提出 (宛先) 東海村長	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地(住所)	〒 _____										特別徴収義務者 指定番号	____		※市町村ごとに異なります
		フリガナ												新規の場合、納入書(要・不要)		
		名称(氏名)											担当者 連絡先	係		
		代表者の 職氏名印	_____ 印											氏名		
		法人番号	____	____	____	____	____	____	____	____	____	____		____	電話	____ - ____
給与 所得者	フリガナ											普通徴収 切替期別	期別を○で囲んでください。 〔 1・2・3・4 〕期以降を切替希望 ※普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。			
	氏名												特別徴収 開始予定月	月分(____ 月 ____ 日納期分)から 特別徴収を開始します。		
	生年月日	昭和・平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日										届出理由		1. 入社 2. その他(_____)		
	1月1日現在の住所	〒 _____											月割額 の連絡	必要な場合のみ記入してください。 ____ 月 ____ 日までに通知書が必要 ※通知書が間に合わない場合のみ電話連絡します。		
	現在の住所	〒 _____ ※1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。														

記入のしかたについては裏面をご参照ください。

【添付書類】

1. 普通徴収の納付書(二重納付防止のため、残りの納付書(納期未到来分)を添付してください。)
※すでに納付済みの分や口座振替の場合は不要です。

【注意事項】

1. 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。本人が納めるように必ずお伝えください。
※普通徴収の納期限は年4回あるため、特別徴収への切替は、2か月程度の余裕を持って行ってください(市町村ごとに通知の発送期日が異なるため)。
2. 65歳以上の方については、年金所得に係る税額を給与からの特別徴収に追加することはできません。
3. 用紙が足りない場合には、コピーしてお使いください。

【提出先】 〒319-1192 東海村東海三丁目7番1号 東海村役場総務部税務課住民税担当

特別徴収切替届出(依頼)書の記載のしかた

特別徴収切替届出(依頼)書										市町村使用欄				
平成 ××年 ○○月 △△日	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 (住所)	〒012-3456 〇〇県××市△△1-2-3							特別徴収義務者 指定番号	新規	※市町村ごとに異なります		
提出 (宛先) 東海村長		フリガナ	カブシキガイシャ マルバツショウジ							担当者 連絡先	新規の場合、納入書(要・不要)			
		名称 (氏名)	株式会社 ○×商事								係	人事課人事労務係		
		代表者の 職氏名印	代表取締役 特徴 太郎								氏名	特徴 花子		
		法人番号	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	電話
給与 所得者	フリガナ	スズキ イチロウ					旧姓		普通徴収 切替期別	期別を○で囲んでください。 〔 1・②・3・4 〕期以降を切替希望 ※ 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。				
	氏名	鈴木 一郎								特別徴収 開始予定月	10月分(11月 10日納期分)から 特別徴収を開始します。			
	生年月日	昭和	平成	50年	1月	1日				届出理由	①入社 2.その他()			
	1月1日現在の住所	〒123-4444 〇〇県××市△△3-2-1								月割額の連絡		必要な場合のみ記入してください。 月 日 までに通知書が必要 ※ 通知書が間に合わない場合のみ電話連絡します。		
	現在の住所	〒 — ※ 1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。												

記
既に今年度の納入書がある場合は、税額を訂正してご使用ください。
納入書訂正方法は3頁参照
については裏面をご参照ください。

既に今年度の納入書がある場合は、税額を訂正してご使用ください。
納入書訂正方法は3頁参照

【添付書類】

- 普通徴収の納付書(二重納付防止のため、残りの納付書(納期未到来分)を添付してください。)
※すでに納付済みの分や口座振替の場合は不要です。

【注意事項】

- 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。本人が納めるように必ずお伝えください。
※普通徴収の納期限は年4回あるため、特別徴収への切替は、2か月程度の余裕を持って行ってください(市町村ごとに通知の発送期日が異なるため)。
- 65歳以上の方については、年金所得に係る税額を給与からの特別徴収に追加することはできません。
- 用紙が足りない場合には、コピーしてお使いください。

【提出先】 〒319-1192 東海村東海三丁目7番1号 東海村役場総務部税務課住民税担当

特別徴収の税額通知書については、変更依頼受付日とその月の20日以前の場合は翌月中頃に発送します。
21日以後の場合は、翌々月中頃の発送になります。